第三百九十三条第六号及び第九号中「、石油税」を削る。
第四百十条第一項中「百八十人」を「百八十二人」に改める。
第四百十三条第一項中「二十人」を「二十二人」に改める。
第四百三十九条第二項中「地方研修所に」の下に「、主幹一人」を加える。
第四百五十条第一項中「調査第三部並びに」の下に「調査第四部並びに」を加える。
第四百六十七条第二項中「及び統括国税調査官（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）」を「（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）及び統括国税調査官（熊本国税局に限る。）」を、課税部二部に統括国税調査官（仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）」に改め、第三項の表仙台国税局の項統括国税調査官の欄中「―」を「一人」に改め、同表熊本国税局の項統括国税調査官の欄中「―」を「一人」に改め、同表合計の項統括国税調査官の欄中「十人」を「十二人」に改める。
第四百七十二条第二項中「及び福岡国税局」を「、福岡国税局及び熊本国税局」に改める。
第四百七十五条第二項中「、仙台国税局」を削り、「、福岡国税局及び熊本国税局」を「及び福岡国税局」に改める。
第四百八十三条第一項中「六十人」を「五十九人」に改める。
第四百八十四条第一項中「七十一人」を「六十九人」に改める。
第四百八十五条第一項中「三千十四人」を「三千四人」に改める。
第四百八十六条第一項中「二百五十二人」を「二百五十六人」に改める。
第四百九十七条第一項中「三百八十九人」を「四百七十七人」に改める。
第五百十七条第一項中「二千五百二十四人」を「二千六百十一人」に改める。
第五百十八条第一項中「千五百四十三人」を「千六百五人」に改める。
第五百四十条第一項中「五人」を「七人」に改める。
第五百四十七条第五項中「百二十三人」を「百二十二人」に、「三百十九人」を「三百二十五人」に、「千三百七十人」を「千三百八十九人」に改める。
第五百五十五条第一項中「八千二十四人」を「八千九十九人」に改める。
第五百五十六条第一項中「一万九千五百六十三人」を「一万九千六百七十四人」に改める。
附則第三十六項を附則第四十項とし、附則第三十二項から附則第三十五項までを四項ずつ繰り下げ、附則第三十一項中「附則第二十九項」を「附則第三十一項」に改め、同項を附則第三十五項とし、附則第二十九項を附則第三十項とし、同項の次に次の二項を加える。

（沖縄地区税関特定貨物検査官）

32　沖縄地区税関に、当分の間、特定貨物検査官一人を置く。

33　前項の特定貨物検査官は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第三条第三項及び第四項、第四条第二項並びに第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務のうち、沖縄地区税関長の指定するものを処理する。

附則第二十八項を附則第三十項とし、附則第二十二項から附則第二十七項までを二項ずつ繰り下げ、附則第二十一項の次に次の二項を加える。

（税関の監視部特定貨物検査官）

22　各税関を通じて監視部に、当分の間、特定貨物検査官八人以内を置く。

23　前項の特定貨物検査官は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第三条第三項及び第四項、第四条第二項並びに第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務のうち、税関長の指定するものを処理する。

別表第三札幌の項中「苫小牧市のうち新千歳空港」を「留萌市」に、「三笠市　千歳市」を「士別市　名寄市　三笠市」に、「歌志内市」を「歌志内市　深川市」に、「上川郡（和寒町、剣淵町、下川町、新得町、清水町を除く。）」を「雨竜郡　上川郡（新得町、清水町を除く。）　増毛郡　留萌郡　苫前郡」に改め、同表留萌の項を削り、同表根室の項の次に次のように加える。

千歳	千歳市	北海道のうち 苫小牧市のうち新千歳空港　千歳市

別表第四釧路税関支署網走出張所の項の次に次のように加える。

札幌税関支署留萌出張所	留萌市

別表第四札幌税関支署千歳出張所の項及び神戸税関神戸外郵出張所の項を削る。

附　則

1　この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、第三百九十三条、第四百十条、第四百十三条、第四百三十九条、第四百五十条、第四百六十七条、第四百七十二条、第四百七十五条、第四百八十三条、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百九十七条、第五百十七条、第五百十八条、第五百四十条、第五百四十七条、第五百五十五条及び第五百五十六条の改正規定並びに附則第二項の改正規定は同月十日から施行する。

2　国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令の一部を次のように改正する。

第一条中「あつては」を「あつては」に改め、「消費税課及び」を「消費税課又は国税局課税部（熊本国税局を除き、札幌国税局、広島国税局及び福岡国税局にあつては課税第二部とする。）の」に改め、「酒税課又は」の下に「仙台国税局、」を加え、「課税第二部の統括国税調査官」の下に「又は熊本国税局の課税部の統括国税調査官」を加える。

第一条第一号中「、石油税」を削る。

第二条第一号の表番号10の項及び番号11の項を削る。

○財務省令第四十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、法人企業統計調査規則（昭和四十五年大蔵省令第四十八号）第八条第一項に規定する調査票の提出期限及び同規則第十条に規定する公表の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日　　財務大臣　野田　佳彦

法人企業統計調査規則第八条第一項に規定する調査票の提出期限及び同規則第十条に規定する公表の特例に関する省令

（提出期限の特例）

第一条　法人企業統計調査規則（昭和四十五年大蔵省令第四十八号）第四条第二項に規定する年次別法人企業統計調査のうち、平成二十二年度下期調査における同規則第八条第一項の適用は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により、被害を受けた又は当該災害により被害を受けた事業者と直接的な取引を行っている等のために同項表の下欄に規定する期限までに調査票を提出できなかった同規則第二条に規定する法人については、「平成二十三年九月三十日」とする。

（公表の特例）

第二条　法人企業統計調査規則第四条第三項に規定する四半期別法人企業統計調査のうち、平成二十二年度第四四半期調査における同規則第十条の適用については、同条中「三カ月以内に」とあるのは「四カ月以内に」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。